

■ 給与計算システムをご利用のユーザー様へのお知らせになります。 ■

■ 令和3年3月分（4月納付分）からの健康保険料について

☆令和3年3月（4月納付分）からの健康保険料について

令和3年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分（4月納付分）からの適用となります。都道府県別の保険料率は全国健康保険協会（協会けんぽ）のサイトでご確認ください。都道府県別の保険料率は、3月分の保険料（一般の被保険者については4月納付分）からとなります。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r03/r3ryougakuhyou3gatukara/>

この例では東京都の計算をしています。お手数ですが全額から折半額の計算をお願いします。全国健康保険協会（協会けんぽ）のサイトからお住まいの都道府県の健康保険の保険料率を確認してください。

健康保険料 介護保険なし 全額 9.84% 折半額 4.920%
健康保険料 介護保険あり 全額 11.64% 折半額 5.820%

※ 介護保険第2号被保険者で、40歳から64歳までの方は健康保険料率に介護保険料率が加わります。

4.920% 5.820%

令和3年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率：令和3年3月分～ 適用 ・厚生年金保険料率：平成29年9月分～ 適用
・介護保険料率：令和3年3月分～ 適用 ・子ども・子育て拠出金率：令和2年4月分～ 適用

（東京都）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料（厚生年金基金加入員を除く）	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
等級	月額			9.84%		11.64%		18.30%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上	円未満						
1	58,000	～	63,000	5,707.2	2,853.6	6,751.2	3,375.6		
2	68,000	63,000	～ 73,000	6,691.2	3,345.6	7,915.2	3,957.6		
3	78,000	73,000	～ 83,000	7,675.2	3,837.6	9,079.2	4,539.6		
4(1)	88,000	83,000	～ 93,000	8,659.2	4,329.6	10,243.2	5,121.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	～ 101,000	9,643.2	4,821.6	11,407.2	5,703.6	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	～ 107,000	10,233.6	5,116.8	12,105.6	6,052.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	～ 114,000	10,824.0	5,412.0	12,804.0	6,402.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	～ 122,000	11,611.2	5,805.6	13,735.2	6,867.6	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	～ 130,000	12,398.4	6,199.2	14,666.4	7,333.2	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	～ 138,000	13,185.6	6,592.8	15,597.6	7,798.8	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	～ 146,000	13,972.8	6,986.4	16,528.8	8,264.4	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	～ 155,000	14,760.0	7,380.0	17,460.0	8,730.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	～ 165,000	15,744.0	7,872.0	18,624.0	9,312.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	～ 175,000	16,728.0	8,364.0	19,788.0	9,894.0	31,110.00	15,555.00

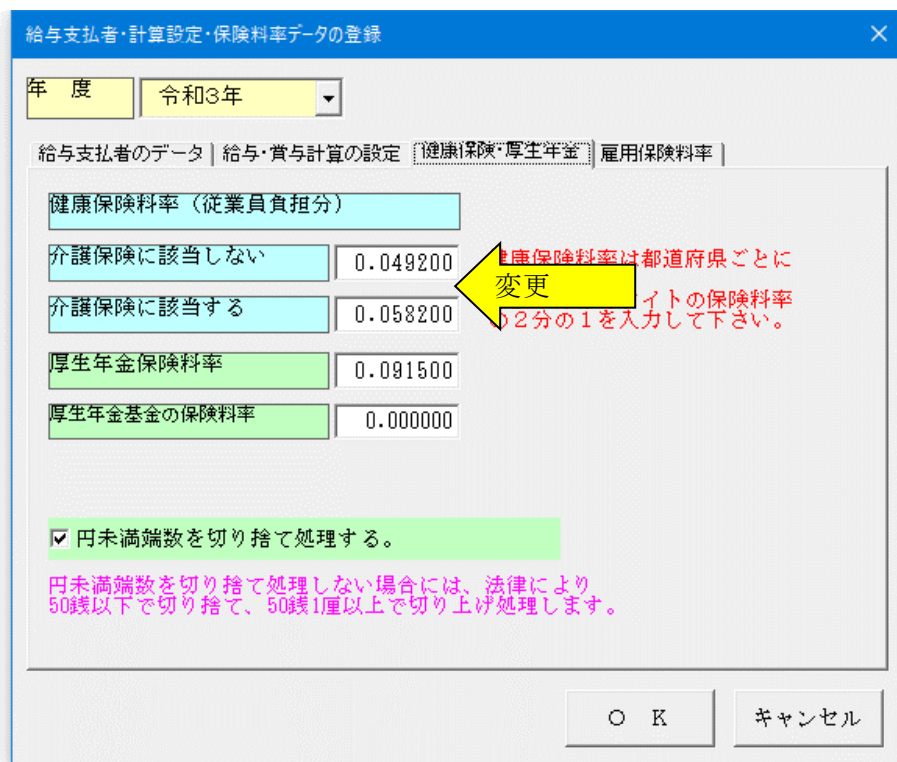
健康保険料の改定によるシステムの修正手順について

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。

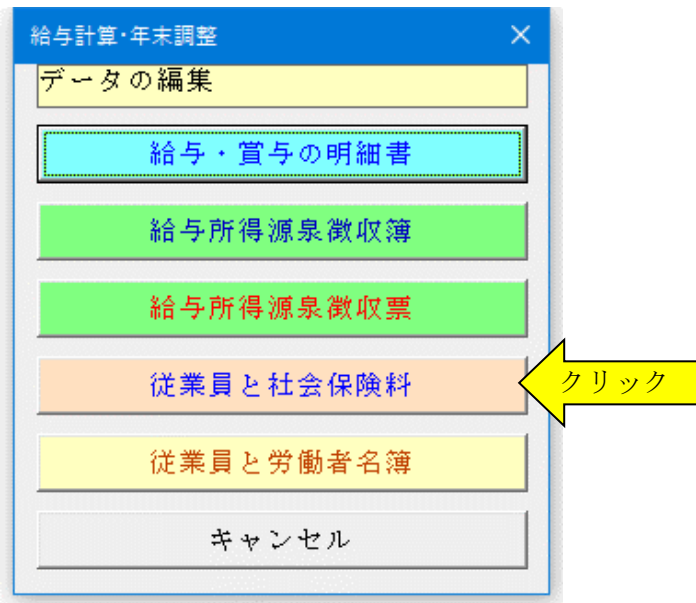


- 2 「健康保険・厚生年金」タブに移動して保険料率を変更します。
- 3 「介護保険に該当しない」の保険料率を「0.049200」に変更して下さい。
- 4 「介護保険に該当する」の保険料率を「0.058200」に変更して下さい。

※ 東京都の変更例ですのでご注意ください。お住いの都道府県により保険料率が違ってきます。



5 「編集」メニューから「従業員・社会保険」をクリックします。



6 「計算実行」ボタンをクリックしての個人負担分と介護保険分の健康保険料を変更します。



《ご注意》

「健康保険料」を「個人負担分」と「介護保険料」の合計金額で表示するには、「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」から「給与・賞与計算の設定」タブの「給与明細書に介護保険料を表示する」にチェックを外してください。

《ご注意》

標準報酬月額を入力していないと、健康保険料と厚生年金保険料の再計算はされません。

「計算実行」ボタンから役員と従業員の方の健康保険料を変更した場合は、「令和3年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表」で確認して下さい。

■ 給与明細書の介護保険料を表示しない場合の設定

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択して「給与・賞与計算の設定」から「給与明細書に介護保険料を表示する」のチェックを外します。

- 2 「計算実行」ボタンをクリックしての個人負担分の健康保険料を変更します。

《ご注意》

「健康保険料」を「個人負担分」と「介護保険分」に区分して表示するには、「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」から「給与・賞与計算の設定」タブの「給与明細書に介護保険料を表示する」にチェックを付けてください。

■ 給与計算システムをご利用のユーザー様へのお知らせになります。 ■

■ 令和02年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険料について

☆令和02年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の標準報酬月額の上限が変更について

厚生年金保険法における従前の標準報酬月額の上限界級（31級・62万円）の上に1等級が追加され、上限が引き上げられます。この上限改定により令和2年9月分からの厚生年金保険料額表が変更されています。

厚生年金保険における標準報酬月額の上限の改定

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202009/20200901.html>

厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主に対して、令和2年9月下旬以降に日本年金機構より「標準報酬改定通知書」が送付されます。標準報酬月額の改定に際して事業主からの届出は不要です。

○令和2年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険料額表

(単位：円)

等級	標準報酬月額	報酬月額		一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
		円以上	円未満	全額 18.300%	折半額 9.150%
1	88,000	~	93,000	16,104.00	8,052.00
2	98,000	93,000	~ 101,000	17,934.00	8,967.00
3	104,000	101,000	~ 107,000	19,032.00	9,516.00
4	110,000	107,000	~ 114,000	20,130.00	10,065.00
5	118,000	114,000	~ 122,000	21,594.00	10,797.00
6	126,000	122,000	~ 130,000	23,058.00	11,529.00
7	134,000	130,000	~ 138,000	24,522.00	12,261.00
8	142,000	138,000	~ 146,000	25,986.00	12,993.00
9	150,000	146,000	~ 155,000	27,450.00	13,725.00
10	160,000	155,000	~ 165,000	29,280.00	14,640.00
11	170,000	165,000	~ 175,000	31,110.00	15,555.00
12	180,000	175,000	~ 185,000	32,940.00	16,470.00
13	190,000	185,000	~ 195,000	34,770.00	17,385.00
14	200,000	195,000	~ 210,000	36,600.00	18,300.00
15	220,000	210,000	~ 230,000	40,260.00	20,130.00
16	240,000	230,000	~ 250,000	43,920.00	21,960.00
17	260,000	250,000	~ 270,000	47,580.00	23,790.00
18	280,000	270,000	~ 290,000	51,240.00	25,620.00
19	300,000	290,000	~ 310,000	54,900.00	27,450.00
20	320,000	310,000	~ 330,000	58,560.00	29,280.00
21	340,000	330,000	~ 350,000	62,220.00	31,110.00
22	360,000	350,000	~ 370,000	65,880.00	32,940.00
23	380,000	370,000	~ 395,000	69,540.00	34,770.00
24	410,000	395,000	~ 425,000	75,030.00	37,515.00
25	440,000	425,000	~ 455,000	80,520.00	40,260.00
26	470,000	455,000	~ 485,000	86,010.00	43,005.00
27	500,000	485,000	~ 515,000	91,500.00	45,750.00
28	530,000	515,000	~ 545,000	96,990.00	48,495.00
29	560,000	545,000	~ 575,000	102,480.00	51,240.00
30	590,000	575,000	~ 605,000	107,970.00	53,985.00
31	620,000	605,000	~ 635,000	113,460.00	56,730.00
32	650,000	635,000	~	118,950.00	59,475.00

- 厚生年金保険料率（平成29年9月1日～ 適用）
一般・坑内員・船員の被保険者等 …18.300%（厚生年金基金加入員 …13.300%～15.900%）
- 子ども・子育て拠出金率（令和2年4月1日～ 適用） …0.36%
【参考】平成31年4月分～令和2年3月分までの期間は0.34%
※子ども・子育て拠出金については事業主が全額負担することとなります。

■ 厚生年金保険料の上限改定によるシステムの修正手順について

令和02年9月分（10月納付分）から厚生年金保険の標準報酬月額の上限が605,000円（折半額56,730円）から635,000円（折半額59,475円）に変更されます。

日本年金機構より「標準報酬改定通知書」が送付されたユーザー様は、給与支払明細書の厚生年金保険の金額を56,730円から59,475円に直接変更してください。

■ 平成 29 年 9 月分（10 月納付分）からの厚生年金保険料について

☆平成 29 年 9 月分（10 月納付分）からの厚生年金保険料について

厚生年金保険の保険料率は、平成 29 年 9 月分（10 月納付分）から引き上げられて 18.3%で固定されています。この厚生年金保険の保険料率は、9 月分（10 月納付分）から厚生年金保険料を計算する際の基礎となります。

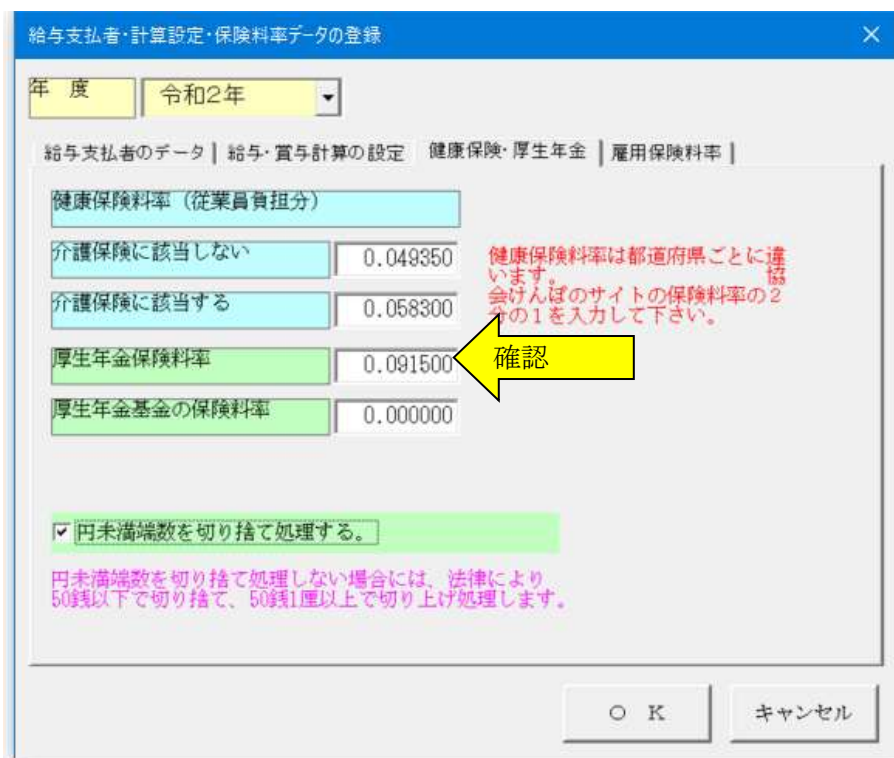
厚生年金保険料 一般 全額 18.300 折半額 9.150

■ 厚生年金保険料の改定によるシステムの確認手順について

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。



- 2 「健康保険・厚生年金」タブに移動して保険料率を確認します。



- 3 「厚生年金保険料率」の保険料率が「0.091500」になっているのを確認します。

※ 厚生年金は全国一律の保険料率になっています。

■ 令和3年4月分からの雇用保険料について

☆令和3年4月分からの雇用保険料について

令和3年4月1日からの雇用保険料率は、令和2年度と同じで変更がありません。

厚生労働省の「令和3年度の雇用保険料率」のサイトです。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりになります。

一般の事業	雇用保険料率	9/1000	従業員負担 3/1000	事業主負担	6/1000
農林水産・清酒製造事業	雇用保険料率	11/1000	従業員負担 4/1000	事業主負担	7/1000
建設の事業	雇用保険料率	12/1000	従業員負担 4/1000	事業主負担	8/1000

令和3年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業		3/1,000	6/1,000	3/1,000	9/1,000
(2年度)		3/1,000	6/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		4/1,000	7/1,000	3/1,000	11/1,000
(2年度)		4/1,000	7/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業		4/1,000	8/1,000	4/1,000	12/1,000
(2年度)		4/1,000	8/1,000	4/1,000	12/1,000

※ 厚生労働省のホームページより

☆令和2年4月分からの高年齢労働者に係る雇用保険料の免除措置の終了について

平成29年から65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、一定の高年齢労働者に関する雇用保険料は免除されていました。

令和2年4月1日からは、この措置が終了するため、それまで雇用保険料が免除されていた高年齢労働者についても、他の雇用保険の被保険者である労働者と同様に雇用保険料の納付が必要となります。

■ 雇用保険料のシステムの確認手順について

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。
- 2 「雇用保険料率」タブに移動して雇用保険料率を確認します。
「一般の事業」と「農林・水産・清酒業 土木・建設業」のチェックが間違っていないかを確認してください。
- 3 「一般の事業」の雇用保険料率は「0.003000」、
「農林・水産・清酒業」の雇用保険料率は「0.004000」、
「土木・建設業」の雇用保険料率は「0.004000」になります。

給与支払者・計算設定・保険料率データの登録

年度 令和2年

給与支払者のデータ | 給与・賞与計算の設定 | 健康保険・厚生年金 | 雇用保険料率

雇用保険の区分
 一般の事業所 農林・水産・清酒業 土木・建設業

雇用保険料率 (従業員負担分)

一般の事業所	0.003000
農林・水産・清酒業	0.004000
土木・建設業	0.004000

円未満端数を切り捨て処理する。

円未満端数を切り捨て処理しない場合には、法律により 50銭以下で切り捨て、50銭1厘以上で切り上げ処理します。

OK キャンセル

《ご注意》

給与明細書の「雇用保険料」ボタンをクリックしないと、雇用保険料の計算はされません。

「給与明細書」の雇用保険料を再計算する場合に、「雇用保険料」ボタンを利用すると改正後の雇用保険料率で計算されますので注意してください。